
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 262 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 262 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 16 日開催）において、純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な事項）

2. 金融商品の契約条件は様々であり、SPPI 要件を満たすものを定めた場合と SPPI 要件を満たさないものを定めた場合では、FVPL で測定することとなる金融商品の範囲が必ずしも一致しないと考えられる。
3. 個別の定めを設ける金融商品に関して、通常の貸付金と大きな違いがないものについては償却原価で測定する余地を残すことを検討いただきたい。

（国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等に関する事項）

個別の定めを設けるかどうかについて

4. 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す契約条件（以下「ベイルイン条項」という。）は、通常の契約で発生するキャッシュ・フローではなく、金融システム安定化の観点から極めて稀な状況を想定したものであると考えられるため、契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではないものとみなし、個別の定めを設けないとする考え方を支持する。
5. 実務負荷の観点からは、契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではないものとみなすことがよいと考えるものの、IFRS 任意適用企業において実務が構築されている現状を踏まえると、個別の定めを設けつつ、ガイダンスを提供することが考えられる。

その他

6. バイルイン条項を契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではないものとみなした場合には、発行体の経営状況が悪化した際の損失計上を免れることとならないように、何らかの対応を別途検討する必要があると考える。
7. 資料(2)-1 第 32 項の考え方を採用するとした場合には、個別の定めに従い、契約条件がキャッシュ・フローの特性が真正ものであるかどうかを判定することになると理解した。他方、第 34 項の考え方を採用するとした場合には、どのように会計基準等で定めることを想定しているか確認したい。また、本資料の分析は、利息の繰延条項や支払停止条項が付されていない商品を想定したものという理解でよいか確認したい。

(原資産プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等に関する事項)

8. 契約上リンクしている金融資産について、IFRS 第 9 号「金融商品」では、「(3)当該トランシェに内在する原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか又はそれ以下である」という要件が設けられているが、当該要件をどのように取り扱うことを想定しているか確認したい。

以 上